

平成29年度 名古屋港管理組合行政評価 講評 (平成29年7月27日)

関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科

教授 稲沢 克祐

1 平成28年度の講評において指摘した「留意点」に対するレビュー

「平成28年度名古屋港管理組合行政評価 講評」において、平成28年度は、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間とする政策体系2018において、当初の2年間（平成26・27年度）の実施状況を検証すること、さらに次の2年間（29・30年度）に検証結果により導出された方向性を反映して、最終年度において目標達成を企図するための結節点であると位置付けた。この前提に立って指摘した3点について、平成29年度評価において留意されているかを検証する。

第1に策定完了した個別計画策定事業については、その進捗管理をする旨を「4. 課題・当該年度以降の取組方針」の欄に記載する必要性である。この点について、該当する事業については、今後の進め方が具体的に記述されていた。

第2に目標年度を延伸する場合には、延伸する理由を具体的に明示する必要性である。「2. 施策を構成する事務事業の取組内容・今後の方向性」において、該当する事務事業全てに、延伸する理由が具体的に記述されていた。

第3に事務事業を重点化する場合には、その理由を明確に記述する必要性である。この点については、重点化されている事務事業全てに、成果の方向性が「拡大」とされ、成果拡大のための具体的改善事項が記述されていた。

2 平成29年度に実施された行政評価について

平成26年度から30年度までの5年間を計画期間とする政策体系2018において、平成29年度は、計画最終年度までの目標値達成に向けて、施策と事業によっては、これまでよりも重点的な対応が求められる年度となろう。さらに、次期5年間の政策体系の策定が本格化する平成30年度に向けて、平成29年度後半からは、いよいよ政策体系2018自体の進捗度を総合的に検証していく作業も求められよう。このように平成29年度の位置付けをとらえて、平成29年7月12日に開催された「名古屋港管理組合政策体系に基づく行政評価講評会（以下、「7月12日講評会」という。）」においては、平成28年度実施分の検証を行い、その検証を基に、今後の行政評価のために以下の点を指摘した。

(1) 施策評価シートの「課題」欄の記述の具体性について

「4 課題・29年度以降の取組方針」における「課題」欄の記述において、「有効な」、「効率的な」、「早期に」という用語を用いる場合は、次の2点に留意した記述が求められるところである。第1に、課題とする限り、「28年度に取り組んだ内容」には、有効性（目標達成度、施策への貢献度）、効率性（成果目標達成を少ない人員・事業費・時間で実施すること）、迅速性（目標時期までに達成すること）において問題があることを明示することである。第2に、明示された具体的問題点の解決策についても具体的に「29年度以降の取組方針」欄で記述されるべきである。

(2) 実績値が目標値を上回っている事務事業について

実績値が目標値を上回っている事務事業の場合、目標値が上方修正されないまま、実施が継続している事務事業と、上方修正されたものの常に目標値を上回っている事務事業がある。前者の場合、目標値設定の理由とともに、上方修正しない理由について、明示すべきである。後者の場合、上方修正する際のルールが必要な事業もあろう。

(3) 実績値が目標値を下回っている、又は進捗が遅れている事務事業について

事務事業評価の「3 検証 事業進捗状況」において、(実績値が)目標値を下回っている事務事業全てについて、有効性の検証欄「期待どおりの成果が得られているか」に「○」が付されている。また、これらの事務事業については、有効性の検証欄の「評価に関する説明」欄にも、実績値が目標値を下回っていることへの言及が見られない。有効性欄の「○」の付し方、説明欄の記述内容について、一定程度の統一性が必要なのではないか。

なお、(1)、(2)、(3)については、7月12日講評会后、検討され、加筆・修正が必要な箇所には全て適正に対応されている。

名古屋港管理組合の政策体系に基づく行政評価は、数値目標達成度の点からの実績評価および施策・事務事業の妥当性、有効性などの視点からの定性的評価によって改善事項を具体的に導出する点で、先進的な内容となっている。上記の3点の指摘事項についても、その先進性に鑑み、あえて指摘することによって、さらなる発展を願うものである。